

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税及び都市計画税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、固定資産税及び都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税及び都市計画税賦課事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務であって主務省令で定めるもの 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2 不動産登記情報及び調査による賦課事務 3 納税者の宛名情報の特定や突合を行う宛名管理業務 4 納税者からの申請に基づき減免決定等の確認を行う 5 前項について、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報照会を行う 6 納税者からの申請に基づき、税証明(固定資産税)を発行する
③システムの名称	固定資産税システム 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 [主務省令における情報提供の根拠] なし [主務省令における情報照会の根拠] (48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	資産税課長 川波 幸雄	資産税課長	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月1時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策	<新規>	評価書の通り	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2020/8/1	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	5 前項について、番号法別表第二に基づき、 情報提供ネットワークと連携して情報照会を行 う	5 前項について、番号法第19条第8号に基づ く主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネッ トワークと連携して情報照会を行う	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法(行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用に関する法律) 第9条(利用範囲)別表第一の第16項	番号法第9条第1項 別表の第24項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 [主務省令における情報提供の根拠] なし [主務省令における情報照会の根拠] (48の項)	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業		様式新規追加	事後	
令和7年3月25日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策		様式新規追加	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2020/8/1	2025/3/10	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2020/8/1	2025/3/10	事後	